

視聴覚ライブラリーの概要

法的根拠を持たず、国の政策主導の下に発展、現在に至る。

さいたま市立視聴覚ライブラリーは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に基づき、さいたま市立視聴覚ライブラリー条例、さいたま市立視聴覚ライブラリー条例施行規則により、さいたま市図書館の一組織として運営され、実質上の事務は、北図書館職員が担っている。

・1948年(昭和23年)連合軍総司令部の民主化政策に浸透を図る目的で、16ミリ映写機(通称ナトコ映写機)とCIE(民間情報教育局)映画フィルムを維持管理する機関として、各県に1か所ずつ設置。フィルムライブラリーと称し、県立図書館に設置される。昭和23年10月26日付文部省事務次官通達「連合軍総司令部貸与の16ミリ発声映写機及び映画の受入について」(発社103号)

・1949年(昭和24年)レコード・紙芝居・スライド等も扱う視聴覚ライブラリーが発足。

・1950年(昭和25年)昭和25年8月17日付文部省事務次官通達「司書および司書補の職員調査について」(文社施第370号)に、視聴覚資料は司書が扱うと明言されている。このことが、視聴覚ライブラリーを図書館に併設している(または図書館職員が事務を行っている)自治体が多い理由である。

・1952年(昭和27年)サンフランシスコ平和条約の発効により、翌年昭和28年4月8日に昭和23年10月26日付文部省事務次官通達「連合軍総司令部貸与の16ミリ発声映写機及び映画の受入について」(発社103号)が廃止。

・1971年(昭和46年)文部省の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のあり方について」で、現在につながる視聴覚ライブラリーに変化を遂げる。教材の提供に加え、「教材利用や制作に関する指導助言」、「視聴覚教育に関する情報提供」等が視聴覚ライブラリーの機能に付加され、視聴覚教育の推進拠点の意味合いが強くなる。

・昭和46年7月13日付文部省社会教育局通達「視聴覚ライブラリーの充実整備について」(文社視第134号)には、自主性のある(GHQ指導型ではないと思われる)視聴覚ライブラリーを都道府県教育委員会だけではなく、市町村に設置する方向を示す措置が取られた。この通達には別表で人口規模別市町村視聴覚ライブラリーが用意する機材の数が示され、用意できない場合には都道府県立視聴覚ライブラリーから借受けすることができるとなっている。(この当時大宮市の人口26万人に対し、16ミリ映写機は10台必要とされた)さらに、この通達には視聴覚ライブラリー運営委員会の設置が示されているが、合併以前に運営委員会を設置していたのは、旧大宮市のみ。

(文責 北図書館 長谷川清 令和8年2月)